

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和5年7月20日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2300025号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2300025号

第1 結論

請求者のA社における平成19年12月21日及び平成20年6月23日の標準賞与額を43万円、同年12月22日の標準賞与額を44万円に訂正することが必要である。

平成19年12月21日、平成20年6月23日及び同年12月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成19年12月21日、平成20年6月23日及び同年12月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年12月
② 平成20年6月
③ 平成20年12月
④ 平成22年12月
⑤ 平成23年6月
⑥ 平成23年12月
⑦ 平成24年6月
⑧ 平成24年12月

A社から毎年6月と12月に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたが、請求期間①から⑧に係る賞与の記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①、②及び③について、請求者から提出された預金通帳の写し、給料支払明細書、賞与に係る明細書、年末調整の資料及び給与所得の源泉徴収票(以下「賞与資料」という。)により、請求者は、平成19年12月21日、平成20年6月23日及び同年12月22日にA社から

賞与の支給を受け、当該賞与から事業主により厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、上記賞与資料により推認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①及び②は43万円、請求期間③は44万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間④、⑤、⑥、⑦及び⑧については、請求者から提出された当該期間に係る給料支払明細書の各月の給与とともに手当として25万円の金額が計上されていることが確認でき、当該金額について、請求者は賞与であったと陳述しているものの、請求者から提出された年末調整の資料の「賞与等」欄に当該金額の計上は確認できない上、事業主は、請求期間当時の担当者が亡くなっているため詳細がわからない旨回答している。

一方、同僚については、給料支払明細書に賞与と明記され、給与とは別に明細書が発行されている者がいるものの、請求者から提出された当該期間に係る給料支払明細書においては賞与の記載はなく、上記手当が賞与であったか否かを確認することができない。

なお、請求者から提出のあった当該期間に係る給料支払明細書によると、当該期間に係る厚生年金保険料は、上記手当の支給のない月と同額の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、請求者が当該期間に係る賞与の厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2200717号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2300024号

第1 結論

請求期間①について、訂正請求記録の対象者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、訂正請求記録の対象者のB事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 男(子)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正14年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和21年1月10日から昭和24年9月1日まで
② 昭和24年9月1日から昭和25年9月1日まで

私の父(訂正請求記録の対象者)は、請求期間①において、進駐軍に接収されていたA事業所でC職として勤務していたところ、同様に進駐軍に接収されていたB事業所のC職が不在となったため、請求期間②において、同事業所でC職として勤務していた。両事業所に勤務していた請求期間①及び②に係る厚生年金保険の被保険者記録がないので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、A事業所に係る健康保険任意包括被保険者名簿により、訂正請求記録の対象者が昭和24年1月1日に健康保険の被保険者資格を取得し、昭和26年10月15日に同資格を喪失していることが確認できることから、訂正請求記録の対象者が、昭和24年1月1日から昭和26年10月15日までの期間において同事業所に在籍していたことは確認できるものの、請求期間①のうち昭和21年1月10日から昭和23年12月31日までの期間については、同事業所を営んでいたD社は、訂正請求記録の対象者が同事業所に在籍していたか確認できないと回答しており、また、同事業所の事業主の連絡先は確認できない上、前述の健康保険任

意包括被保険者名簿に記載されている被保険者（以下「健康保険被保険者」という。）を特定することができないため、いずれも照会を行うことができず、当該期間に係る訂正請求記録の対象者の同事業所における勤務状況を確認することができない。

さらに、前述の健康保険任意包括被保険者名簿において、標題の厚生年金保険の文字が抹消され、任意包括被保険者と記載されていること、摘要欄に「健保のみ」と記載されていること等を踏まえると、A事業所は、健康保険のみの適用を受ける任意適用事業所であったものと考えられる上、紙台帳検索システム（事業所名簿）及び社会保険オンラインシステムにより検索したが、請求期間①において同事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

加えて、A事業所の事業主及び健康保険被保険者について連絡先を確認することができないため、照会を行うことができず、訂正請求記録の対象者の厚生年金保険料の控除状況について確認することができない。

なお、A事業所を経営していたD社から提出された資料及び同社の社史等により、同事業所は昭和22年*月*日に進駐軍に接收（昭和26年*月*日に接收解除）されたことが確認できるところ、進駐軍労務者に対する健康保険法及び厚生年金保険法の適用について、昭和23年12月1日付で厚生省（当時）保険局長から各都道府県知事あてに、おおむね昭和24年1月1日を期して被保険者資格を取得させる旨、通知が発出されている。

2 請求期間②について、請求者は、訂正請求記録の対象者がB事業所にC職として勤務していたとしているが、前記1に記載のとおり、当該期間においても訂正請求記録の対象者は、A事業所における健康保険被保険者として記録されている。

また、紙台帳検索システム（事業所名簿）及び社会保険オンラインシステムにより検索したが、請求期間②においてB事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できなところ、進駐軍労務者に係る労務管理等を行っていたE涉外労務管理事務所における健康保険厚生年金保険被保険者のうち連絡先の判明した6名に照会したところ、昭和25年5月1日に同涉外労務管理事務所において健康保険厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年8月4日に同資格を喪失している被保険者が、自身の勤務先をB事業所であった旨回答していることから、同事業所に勤務していた者は同涉外労務管理事務所において厚生年金保険の被保険者資格を取得しているものと考えられるが、同涉外労務管理事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、訂正請求記録の対象者の氏名はない。

さらに、E涉外労務管理事務所の資料を管理しているF防衛局G防衛事務所及びB事業所を運営していたH社は、訂正請求記録の対象者に係る資料はない旨それぞれ回答している上、前述の照会を行った6名の厚生年金保険被保険者のうち4名から回答があったが、請求期間②において訂正請求記録の対象者が同事業所に勤務していたこと及び給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる回答は得られなかった。

3 このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間①及び②における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。